

名古屋市教育委員会臨時会

令和 5 年 1 月 6 日
午後 3 時30分
教育委員会室

議 事

日程 1 名古屋市いじめ防止基本方針の改定について（第18号議案）

出席者

坪 田 知 広 教育長
西 淵 茂 男 委 員
船 津 静 代 委 員
鎌 田 敏 行 委 員
中 谷 素 之 委 員
粟 生 万 琴 委 員

教育次長始め、事務局員11名 ※傍聴者 0 名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会臨時会を開催いたします。

日程第 1、第18号議案「名古屋市いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（笹口指導室長）

日程第 1、第18号議案「名古屋市いじめ防止基本方針の改定について」につきまして、ご説明させていただきます。改定案をご覧ください。

目次にありますとおり、「いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」、「いじめの防止等のための本市の施策」、「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」、「重大事態への対処」といった観点から、この度改定をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、今後の予定につきましては、1月18日に行われます校長連絡会で、この改定内容につきまして、周知徹底を図って参りたいというふうに考えております。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

（坪田教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(西淵委員)

改定ということだもんですから、簡潔にこれまでの色々な事案とか、検証結果を踏まえて、学校や教育委員会の対応が一体何が変わるのか、どこが変わるのかを教えてください。それがまず一つ。

それから、1月18日に校長連絡会ということで、学校への周知は1月18日にされるわけですが、今のことも関連するかもしれないですけども、市民への公表については、どのようにされるのか教えてください。

(笹口指導室長)

改定のポイントにつきましては、まずはいじめの積極的な認知という部分について、進めていきたいというふうに考えております。

また、組織的な対応という点につきましても、この度改定を進めております。

また、いじめの未然防止の取り組みという点につきましても、今回授業改善、自己有用感の育成、キャリア教育といった視点など、新たな視点も加えながら、進めて参りました。

あと、新たな施策、新たな取り組み等、前回の改定よりも進んだ部分について、新たなものということで入れさせていただいたところがございます。

学校として取り組みたいのは、積極的な認知、組織的な対応、未然防止の取り組みといったところが、大きな柱になるというふうに考えております。

また、市民の皆さまへの公表といったところがございますが、市のホームページに改定部分について、新たなものを掲載して参りたいと考えております。

(西淵委員)

いつですか。ホームページに公表されるのは。

学校への取り組みで、積極的な認知、組織的な対応、未然防止の取り組みっていうのは、今までもそうでしょう。今までやっとなかったのということじゃなくて、やってきたんでしょ。だけど、その中のどういうことが、不十分だったもんで、今回こういう点を取り入れて、改善をして、こういうふうにやっていくんだということを、わかるように言っていたらいいと思うんですけど、公表のときにもね。本当だったら、これ記者会見もしてね、こう変わるんですというのを、やったほうがよいかと思うんですけども、色々なことがあるので、これは状況に応じて違うと思いますので、考えていただければいいと思いますけども、知らんぷりするんじゃないかって、積極的にこう変わるんだよというふうに訴えるということが、このいじめ基本方針を改定する意味じゃないかなというふうに思うので。その辺のところは、もうちょっと説明をしたほうがいいと思います。

教職員、管理職も含めてですね、説明されていくときにも、ここを変えてくださいと。積極的な認知って、先生達は一生懸命認知しているわけですよ。認知件数も増えていつているんだ。どこをどうしたらいいのっていう。これ大学生にもよく議論させるんだけど、ほんわり言っちゃうと、みんなそうなんです。いじめって。どれも正しい。なにを

やったらそうできるのっていうことを言わないと、いかなのかなと思ひまして、かなり書き込んでいただいていると思うんですよ。だから、それをはっきりするということがされたいと思います。後の方は意見。

(坪田教育長)

おっしゃるとおりで、これを世の中に示すときには、ある意味ご意見もくると思ひます。そういうのもまた踏まえて、今後研修等に落とし込むとかですね、こういう姿勢でいくべきだし、なにが期待される効果なのかとか、これはやはり今西淵委員言われたようにはっきりと。

認知件数はちょっと全体として上がってるんですけど、私の分析では差があります。ほぼ生徒数の半分がいじめを受けたというまで認知して、しっかりやろうとしている学校と、700人規模の学校で、1年間に1件だけでしたという学校が、私が見る限りあります。これは明らかに、700人中1件というのは、ちょっとこの広い定義とか、積極的な認知の姿勢からはちょっと違うんじゃないかと。だから、期待される効果は、おそらく認知件数の差がなくなっていること。皆が早い段階で最悪の事態を防ぐために、早い段階で、早期に対応しようということが、検証してくると後でわかってくるということが、今回の改定したことで得られるんだったら、改定の意味があったということになるし、それでも不十分であれば、これに書き込む問題だけではなくて、もっとこまめな研修とかですね、実践的なケーススタディー的な研修とか、本当にそういうのを積み重ねない限りは、結局書くだけで終わっているだけでは、何も進まないという反省で、また考え直さなくてはいいないと思ひますが、私が見る限りは、今回国の動きも踏まえて、しっかりと今回は定義を誤解されないように、要するに、こういうものまでいじめなんだよとか、積極的に認知した方がいいんだよっていうことを書き込んだので、これがしっかり読み込めれば、かなりの学校で早目に対応が進むという効果が多分数字でも表れてくると。

だから、早ければ来年度の1月末ぐらいでも、数字を把握できるんですかね、認知件数の。今年も実は昨年度の倍ぐらいの認知件数が増えているという、途中報告は聞いてますけど、さらにそれが進んできて、格差がなくなり、700人規模の学校でも、100、200の把握をしっかりして、子どもたちを救っていこうというような形になってくれば、効果があったと言えるのではないかと思いますね。コメントでした。そういう今のご意見も参考にしながら、今後研修や市民への発信とか、意を用いていくということだと思います。

(鎌田委員)

今回、追記といいますか、大変な検討していただいて、ありがとうございました。

今名古屋市長が、一人の子どもも死なせないことを目指しておられると思うんですけど、そことの関連性といいますかですね、それも明らかにしていただけると有難いです。どういう位置付けになってるのかというですね、今回の対策といいますか、基本方針が。

そして、今回色々と改定していただいた部分というのは、良いことが書いてあるんですけども、これで十分かという、必ずしもそうではないのではないかとこのように私は思っております。具体的には、いじめを行ったまま、一言で言うと、加害者。この言葉を

使うかどうかは別にしまして、被害者対策に特化するという思想が、今までずっと脈々と名古屋市は経験があるというふうに思いますけれども、被害者がいるということは、そこにいじめを行った生徒がいるから、そこに被害が発生したということでありまして、一言で言うと加害者。加害者が、その加害しようとする気持ちをいかに起こさせないかということに対しての、施策があり得ないのか。あり得るのであれば、それも盛り込んでいただくわけにはいかないでしょうかというふうに私は思います。具体的には、全員が加害側になる可能性もあるわけでありまして、ひとたびいじめが起こると、どんな悲惨なことが起こるか。それはいじめを受けた方もそうですし、加害者側も同じように悲惨な状態になりますよということを、それをいかに、教えていくかということになるんだろうと思うんです。例えばホームルームで、まず最初にいじめとはなにか、こういうことをしたら、いじめになるということを、生徒皆に周知徹底を図るということが必要になるんだろうと思うんです。

どういうふうに加害と言いますか、いじめをしたことによって、当然被害者が仮に自死となった場合には、そこでは大変な民事上の責任というものが発生して、そうすると言っただけでは収まらないということになるケースもあるかもしれない。そうすると、加害者側はですね、そのあと、どこまで良い教育を受けることができるか、自分の人生がどうなるかということで、非常に残念なことになるケースも当然考えられることが想定されるわけでありまして。どうやったら加害者が、加害を思いとどめらせることができるのかということについての、皆さまの色々なご経験がおありでしょうから、それを活用して、盛り込んでいただければなど。具体的には、私はホームルームで毎週必ずやるとかですね。それから入学式とか、或いは年に1回の校長先生からの話とかって、そういう度に生徒と、それから保護者の両方に、加害をするとどういう問題が起きるのかということについて、くどいと言われてもですね、もう徹底的に何回も繰り返してでもやると。そうやっていじめが起こらない。ハインリッヒの法則で言うと、一つの大きな重大事故には至らせない。ずっと手前のところで、終わるようにするというふうな形にすることができるのではないかなというふうに私は思います。そこら辺も盛り込んでいただけると、大変有難く思います。

(笹口指導室長)

一人の子どもも死なせない取り組みというのは、非常に大切なことだというふうに捉えています。

また、いただきましたように、加害者とならないような取り組みというのも、非常に大切なことであり、とりわけ、今回の改定のところで言いますと、5ページから始まります

「いじめの未然防止のための方策」というところで、やっぱりいじめの未然防止を進めていくということは、大切だというふうに思っております。その中でですね、6ページのところに、「いじめ防止教育・自殺予防教育の推進」という項目がありますけれども、この部分では、年間計画に位置付けるということしか、今のところ掲げてはいないんですけども、やはり一人の子どもも死なせない取り組み、加害者とならないような取り組みを大切にするという意味でも、具体的な事例も加筆するような形で検討していきたいというふう

に考えております。

(坪田教育長)

ぜひ、今の鎌田委員からあった刑事的責任、民事的責任、社会的責任というものも含めた、いじめ防止教育、自殺予防教育というかですね、その辺を少し工夫していただくのと、多分研修の際ですとか、各学校示す際に、年間スケジュールは各学校にお任せされてる話とはいえ、例えばということで、入学式には必ずこの話をするとか、学期初めの始業式には必ず話をした方が望ましいとか、そういう話はお伝えしてもよろしいんじゃないかと思いますので、各学校で主体的に進むようによろしくお願いしたいと思います。

(船津委員)

ご説明ありがとうございます。成果も教えていただいて、加害者教育のこととか、色々盛り込んでいただいているというのはよくわかりました。

鎌田委員が、じれったいと思われるところがですね、せっかく作り上げたいじめ防止基本方針の改定なのに、何だかこうスラスラ読んだときに入ってこない感があるんですね。これを全体的に文書の問題もあるんじゃないかなと思って、今から4つのことを申し上げたいと思っています。

まず初めに、一番初めの「はじめに」のところは、市民全員だとか、下の方には、関係者が連携しながらというふうで、市民全員に向けて、このいじめ防止基本方針は、メッセージを投げてるんだよっていう姿勢でよろしいですよ。

市民全員でこれを考えましょうということで、上から4行目に、「いじめを防止するためには、市民全員が」とありますので、市民全員がこれを読ませていただくという前提だというふうに思いますから、先ほど西淵委員がおっしゃったみたいに、これをやっぱりお披露目しなきゃいかんと思うんですよ。

改定して、どこが変わったってことは、私自身も必要ですけども、知らない人もいてはまずいという前提で、せっかく作られたものなので、堂々と「はじめに」のところを読んでもいただけるように、市民の方に、すべきだなと思いました。ということで、この下の3段落目に、この基本方針は、「子ども基本法」、「なごや子どもの権利条例の権利条例」、

「ナゴヤ子ども応援大綱」に基づいて言っていたいたのは素晴らしいと思うんですけども、できれば、これを市民にお披露目したりするときには、この三方は付記していただくというか、それをどっか勝手に探しに行けではなくって、これもセットでそれを土台にしてこれが作られているんだというものを、後ろには付けていただくような形が大事なかなというふうに思っています。

語気が弱いんだと思うんですよ。基本方針だから、語気はいらないかもしれないですけど、でも市長が「一人の子どもも死なせない」と言ってるわけじゃないですか。この中に、いじめは当然あるわけだからと言いながらも、絶対に死なせないんだって気持ちでやるんだとしたら、もう少し語気が。例えばですよ、「はじめに」の一番下から、3行目の「いじめの問題点の克服に向けて取り組み」なんて、取り組んだるわけですよ、既に。真剣に取り組むとか、やっぱり姿勢の強さというか、本気で作ってんだぜっていう感

じが、もう少し欲しいなというふうにちょっと思いました。

あと、大事なことなので言いますと、1 ページ目の、「いじめの防止等の対策に関する基本理念」。基本理念なのでとても大事で、誰もがこれ頭に入っていかなきゃいけないもののなんですけれども、一文が長くて、頭に入ってきませんと。私、学生にもよく言うんですけども、一文に結論は一つです。ですので、例えば、先ほどからの加害者教育のことも、2 段落目には書いてあるわけですよ。「全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は」と長くなっちゃっているんで、例えば、基本理念としては、「全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。」というふうにして、「そのために、いじめの防止等の対策は」というふうに文章を分けていただかないと、加害者を生まないんだっていうことのメッセージがちょっと弱いかなという風に思いました。これ私がそう感じるだけかもしれませんが、初見で初めて市民が読んだり、私たちが読んだりしたときには、結論で最後の動詞に入ってしまうので、そうじゃなくて、やっぱりいじめはしちゃあかんことよっていうふうなことで、1 回区切ってというふうにして、見ていただくと、その後の文章も全部結構文章長くてですね、説明する側は説明してるって気持ちだけれども、読む側は入ってこない感じがあるなというのと、この基本理念の中でも、やっぱり強く言っていたきたいのは、3 段落目の2 行目。「いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを強く認識する」とか、一番最後の文書のところで、「いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない」とか、なんかそのくらいの語気があるのが、基本理念かなって思うので、ふーんで過ぎちゃう感じがありました。

こうやって言い出すとキリがないので、ちょっと皆さんで読み直していただきたいと思うんですけど、その一事例として、2 ページ目の「3 いじめの理解」。ここでちょっと説明しますので、後のものもそうならないかを見ていただきたい。これ丸が5 つあって、それぞれにいじめはこうですよという理解だと思うんですけど、いじめはこういうものですよって理解することと、こうしなきゃいけませんよっていう指示と、両方混ざっているんですよ。初めの丸は、「被害も加害も経験するものですよ」ということで、いじめの理解。2 つ目も、「重大な危険が生じるものですよ」といういじめの理解。でも3 つ目は、これ一文になっていて、「面白がったりする「観衆」の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在もあるんだよ」とした上で、その次は指示になっちゃってですね、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする」みたいな。これいじめの理解なのかなっていうが、そうしなさいって指示が入っている。その指示は誰がするのかも書いていない。いじめ防止基本方針は名古屋市の出してるので、教育委員会でもないですし、この主語は誰なんだということがあって、次の丸はいいんです。「動画等の情報を消去することは極めて困難なんだよ、深刻な影響を及ぼす可能性もあるよ」ということで、だから、「教育委員会及び学校は」と主語があるので、そうするんだよってことなんだけれども、そういうことについては、指示が入っているわりには弱いかなとか。次の丸のところも、ふざけあつたりすると、「大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるんだよ」と認識しててって、誰が認識するのみたいな形で、ちょっと一文の中に、主語が

必要なものと、その性質を話しているものが、もうちょっと美しく分けていただいて、できるなら、ここは理解なら理解。防止についての考え方のところは指示みたいなものを入れるとか、なんか多分皆さん書かれてる方が熱が入って、だからいかんのだなんていうところまで繋げちゃってるんだと思うんですけど、できれば一文は、結論一つ。言いたいことで、それが終わって、次に進むっていうふうに、1回全部見直していただきたいのと、それから主語がないものは、誰がするのかわからないものがあったりするので、でも途中から突然「学校は」って入ってきたりするので、その前にするのは誰なのってことがわからないので、英語に直したときの主語に当たるものが、ちゃんとあるかどうかを見ていただいて、スムーズに、美しく、誰もがわかるものにしていただくのが、やっぱりこう入っていく大事なことかなと思います。ちょっとその辺の、ちょっと混乱してるかなっていうと、やっぱり条例じゃなくても、方針は美しい言葉で書くべきですし、誰もが分からないといけないものですので、ちょっとそこを私の個人的な感想ですが、お願い事を申し上げました。以上です。

(坪田教育長)

ありがとうございます。全体の表現のことになりますが、改善できますか。

(笹口指導室長)

今回の改定につきましては、やはり「いじめ防止」という強い決意を表すものでありたいというふうに思いますので、今いただきましたご意見を元に、今一度見直しをしたいというふうに思っております。

(坪田教育長)

語気を強めるのは本当に大賛成で、現場にも緊張感を与えるのでよろしいかと思いますが、主語・述語の整理の方が、全体として、あえて日本語の特性でそこを生かしていたり、色々な読み方ができるような部分も、あえて作っている部分もないことはない部分もありますので、その辺ははっきりしたほうがいいところと、そうではなく、抽象名詞というか、無生物主語でも通るところとかですね。これはしっかり全体で読み合わせをする必要があるのかなという感じがありました。

(船津委員)

そうしていただけると有り難いです。特に、調査のところは突っ込まれていくところだと思うので、例えば14ページですね、④のところで、重大事態の報告は、まずは校長はわかったんですよ。校長がすべきことはわかっているんですけど、⑤は誰がというのがわからないまま、「調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする」というのは、どこがやるのかなといったような。曖昧でいいんだったら、曖昧でもいいですけど、その前の主語に引っ張られたりとか、それは段落が違うので主語は変わるはずなんだとか、読む人が読むと不思議に思えるものがあると思うので、特に調査のところは、今回そこが改定の重点ポイントだと思いますので、慎重にお書きになられることをおすすめし

ます。

(坪田教育長)

船津委員に個別にも相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

(鎌田委員)

1 ページ目の基本理念のところの第3段落目ですけども、「いじめの防止等の対策は」ということで、防止等の対策にも関わらず、「いじめを受けた児童生徒を保護することが特に重要であることを認識しつつ」とありまして、これは防止の対策ではないわけですね。ですから、いじめの防止等の対策は、「いじめを受けた児童生徒を保護することが同等以上に、いじめを起こさせないようにすることが重要であると認識する」というように、今までの思考の枠組みと言いますか、これを変えたことをここに書けると、すごく良いのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(笹口指導室長)

ありがとうございます。先ほど船津委員からもいただきましたことも含めまして、一度全体も、この辺りも、見直してちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

(栗生委員)

船津委員のご意見踏まえて、ご提案なんですけども、兵庫県のいじめ防止基本方針の改定のポイントが非常にわかりやすくまとめているんですね。改定前と改定後がポイントごとにまとめられています。なので、まとめていただくときに、それを参考にされるといいんじゃないかなと思います。かつ、その主語って船津委員がおっしゃってたところで、学校全体に対することなのか、保護者なのか、もしくは被害者なのか、加害者なのかそれぞれ、to誰々に対してわかりやすく整理されているので。

会社でも、例えば、経産省や総務省、文科省の法案なんかでも、エグゼクティブサマリーでA3資料と呼ばれて、1枚のシートでわかりやすく図式化されていると思うんですよ。なので、この文章そのものを、おそらく学校に配布されても、他の先生も校長も戸惑うと思うんですね。なので、改定ポイントの前後と、エグゼクティブサマリーと呼ばれる、我々民間で言う、わかりやすくクイックに書かれ、わかりやすくする図表のものです。そういったものを、やっぱり1枚添付いただくだけで、別添資料でこの方針を読み解くのはいいと思うんですけども、1枚でパッと見てわからないとですね、文章のあそこがおかしいとか、さっきのここは重複してるんじゃないとか、迷うと思うので。兵庫県のを参考にいただくと良いかなということでご提案です。

(坪田教育長)

研修とか、学校で普段使いするものとか、1枚でわかると。今回フローチャートを付け

たんですが、このフローチャートプラス全体のサマリーみたいなものがあると。

(栗生委員)

その2枚でいいんじゃないですか。

(坪田教育長)

研修のときも、文章というかは、パワポ化した、こうするとこうなるとか、これを期待してこうすべきという、多分そういう研修会を、この要素を取り出してね。

これは一つ一つの表現に重みがありまして、これ実はあの国の方針も引っ張ってきている部分もあるので、それと名古屋市の方の思いを混ぜた複雑な形となったので。

(栗生委員)

色々な表現が混じっていて、色々な筆者がいるんじゃないかなっていうふうになっちゃいます。

(坪田教育長)

ただ、このカテゴリーでもこの表現は外せないものもあり、重複したり。これ自体は、初めから全部これ読んで頭に入れるものには多分そうはなっていない。使い勝手のいい学校の現場用にとか、PTAの皆さんにわかってもらう用とか、多分バージョンを変えないといけないと思いますので、これは一つの基本方針ですから、それを踏まえたものを作っていくことになるのかなという形であればと思います。

(栗生委員)

1月18日が校長会ということなので、ちょっと急いでいただく必要がありますが。

(坪田教育長)

そうですね。今の複合的、大きな修正も教育委員のお力を借りながら、急ピッチで多分事務局はやらせていただくことになると思いますけど。

(栗生委員)

ぜひ図式を使って、ビジュアルライズにしてほしいです。

(坪田教育長)

少し暫定的なものを示しながら、皆さんのご了解をやっぱり得たほうがいいということについては、ちゃんとフィックスをするってことで。これが間に合えばいいですが、間に合わなかったら18日は、ほとんどこうなるよということで示させていただいて、一字一句については、フィックスするとかですね。それについては、ちょっと丁寧にやらせていただければというふうに思います。

(中谷委員)

今の皆様のご議論と軌を一にするんですけれども、例えば保護者はどこを見たらいいのかとかですね、管理職はどこを読んだらいいのかとかですね、やってることと、やるべきことが一緒にいるんだらうなというふうに思いまして、大きなエージェントとしては、やっぱり学校がありますけど、学校だと複雑なので、要するに担任とかですね、SCさんとかですね、SSWさんとか、そういう関係者がおられるので、その方々がどこを見たらいいのかということが大事なかと。

もう一つは、教育委員会や学校としては、ちょっと難しいところなのかもしれませんが、保護者がどこを見たらいいのか、どう認識したらいいのか。これがいじめのことではよくあることだと思うんですが、被害者について、共感するとか、支援するってあるんですけど、鎌田委員に言われたように、加害者或いはその問題に関わるというときに、それにどういうふうに踏まえたらいいいのかとかですね、どういうふうに担任や、その関係の方に繋いだらいいのかとかですね、その辺のことを文字に書き置くと、先生があまり熱心じゃない人でも、ここに書いてあるからって言えるくらいの明確さ、必要性がそこにある方がいいんだらうかと。

やっぱり小学校や中学校を見てると、非常に複雑な人間関係の中で、いじめを勝手に読んでる場合もあるし、或いはもう明確にあるのに、無視されている場合もあるしっていう色々な場合があると思うんです。それは、保護者の影がちらつく場合もあると思います。なので、保護者の方がどういうふうに受け止めるのかみたいなことがわかるような箇所。今、項目を見ていっても、こういうことをやりますとか、やっていますとかっていうことはあるんですけど、保護者として何が期待されるのかみたいなことは大事なところで、チーム学校で、やっぱり学校に保護者もコミットしていただく。学校に任せましたので安心ですというところと、でも私やっぱり当然ながら責任者ですという、そういうことをご認識いただくっていうのも、こういう時代背景の中では大事なのかなと。親が多様化する中では。というところです。

ちょっと細かいところですが、7ページ目の「インターネット上のいじめへの対応」で、これ私もちょっと見てみましたら、サイバーパトロールをどれくらいやっていてというのは、例えば埼玉の、教育委員会さんなんかであったりして、埼玉は市町村によっては、結構あれだと思いますが、こういうことをこれくらいの件数は見ているというのがあったりして、そういうアウトプットがあるといいのかなと。そこまで実際には名古屋市ではかなりやっておられると思うので、そういう「サイバーパトロール」という言葉をまず入れるということと、それとその先に、可能であれば、パトロールしてますよとか、サイバー警察に繋いでますよとかですね、そういうことも言葉としてあるといいのかなというのを思いました。

最後ですが、基本方針ということと、各市町村や県レベルでの条例ということが、ちょっと重みが違うかなと思いますので、先々ですね、市としてのより真剣味が伝わるような位置付けということもご検討いただくのも一つの候補かなというふうに思いました。

(坪田教育長)

ありがとうございます。ということで、今回も様々なご意見・ご提案をいただいたので、文章的には、多分色々な目的をすべて兼ね備えると、複雑なものにさらにならざるを得なくなって、これはこれで最大漏らさずにして、不明確な部分は改めつつ、目的に応じた要素を抽出したものを的確に伝えると。

一番大事なのは、子どもにどう伝えるかが大事なので。子どもにこれ全部読んでもらえっていうものではないので。当然小学校1年生が読めるものではないので。小学校1年生でもわかる、どうしていじめの加害者になってはいけないのかと、被害者になったら誰を頼ればいいかってことはすぐに分かるようなものは、多分ここから抽出したもので作って、担任の先生にも、こういう対応をすればすぐに救ってあげられるんだってことをわかるようにするという。ここから引き出して、色々な現場で使えるものにしていくという、その根本ができたということになるのかなと思うので、様々な目的と、様々な主体に対して、これは大きなメッセージであり、基本的な柱の方針であるということを押さえつつ、これでも、もっとわかりやすくよりしていくのを求めたいというふうに思いますので、ちょっと事務局の方、少しまたご苦勞いただきたいというふうに思います。

私の方から、敢えてなんですけど、これは当然、いじめ防止対策推進法の対象は小学校・中学校・高等学校・特別支援学校なんですね。特別支援学校と、高等学校については、1ヶ所、2ヶ所しかその言葉が出てこない。ただ当然に含まれてるように思うんですけども、後ろのフローチャートになると、常勤SC配置校と非常勤SC校という2つしかなくて、特別支援学校と高等学校がどれを見るんだということにもなり、もう一度全体を見る中で、特別支援学校と高等学校にこれ当てはまるのか、当てはまらないのか。また、特別に書かなくてはいけないところは、ちゃんと特別支援学校とか高等学校と書き起こしたところを付け加えたほうがいいかな。少しその辺は、必要な部分もあるのかなと思いましたので、再度ご確認をお願いしたいと思っています。

(坪田教育長)

では、今、ご意見・ご提案いただいたことを、もう最大限に反映させていただきつつ、表現、国語的にどうか、様々なものについて、委員の力も借りながら、ちょっと短期間にある程度のもにしたいということで、その辺はちょっとご相談をしますけれども、基本的にその方向で事務局にご一任いただけますでしょうか。ということであれば、十分じゃないのというので、無理にとは思わないので、これ本当に丁寧にやらなくてはいけないということだと思いますので、また数日間の間、時間を最大限使って、丁寧に完成に向けて汗をかきたいと思います。そういうことをちょっとご理解していただきたいと思ひますし、研修とか示し方は、先ほど色々ご提案いただきましたので、このポイントの示し方については、兵庫県の例など、わかりやすい例などをちょっと参考にしながらさせていただきたいと思っています。ということでよろしゅうございましょうか。

(坪田教育長)

それでは、日程第1、第18号議案「名古屋市いじめ防止基本方針の改定について」につきましては、原案どおりではなく、条件つきでご提案を踏まえるということで可決してよ

ろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件はすべて終了いたしました。教育委員会臨時会を終了いたします。

午後 4 時 9 分終了